

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成26年1月23日

南三陸町長 佐藤仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号
- (2) 工事名 平成25年度 清水漁港用地復旧工事
- (3) 工事場所 本吉郡南三陸町志津川字清水地内
- (4) 工期 契約の日から平成26年3月14日まで
- (5) 工事概要 清水漁港用地復旧 A=1800m²
- (6) 支払条件 前払金、完成払の2回とする。

2 入札参加資格

- (1) 南三陸町内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のこと。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評定値（同法第27条の29第1項に規定する総合評価値をいう。）が550点以上850点未満で、かつ、1級技術者が1名以上4名未満であること。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 「東日本大震災の被災地における建設工事の技術者の専任に係る当面の取扱いについて」による。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (6) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。
- (7) 南三陸町暴力団排除条例を遵守すること。

3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成26年1月23日（木）から平成26年1月30日（木）までの期間の午前9時から午後4時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町役場建設課

（2）設計図書の閲覧

ア 期間

平成26年1月23日（木）から平成26年2月12日（水）までの期間の午前9時から午後4時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場閲覧所

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成26年2月6日（木）までに南三陸町役場建設課へ提出すること。

エ 回答

平成26年2月10日（月）午前9時から午後4時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出し時間は2時間以内とする。

（3）入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成26年2月13日（木） 午前 10時00分

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加者資格の承認申請

（1）申請書類

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副2部（⑥を除く。）提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加申請書
- ② 建設業法第3条第1項に係る許可の写し
- ③ 類似工事の施工実績調書
- ④ 配置予定の技術者に関する調書
- ⑤ 最新の総合評定通知書の写し
- ⑥ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

平成26年1月23日（木）から平成26年1月30日（木）までの期間の
午前9時から午後4時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間
帯を除く。）

イ 場所

南三陸町役場建設課

(3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について
通知する。

(4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について担当課へ書面
で問い合わせすることができる。

5 入札方法等

(1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。

(2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかつた者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者又は虚偽の申請を行つた者のした入札並びに南三陸町財務規則及び南三陸町建設工事執行規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したものうち、最低の価格で入札をした者とする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をし

た者は、失格とする。

- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約の締結

議会の議決を要する契約（5,000万円以上）については、南三陸町議会の議決を経てから本契約となるので、それまでは仮契約とする。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第21条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第22条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

11 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

・南三陸町建設課 担当者 阿部・石田

電話 0226-46-1377（建設課 直通）

FAX 0226-46-4557